第六号の三様式（その2）（提出用）

受付印

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本府が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	（　　円）
法人名		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）	（ふりがな）	前期末現在の資本金等の額	
代表者氏名	経理責任者氏名		

令和 □ 年 □ 月 □ 日から令和 □ 年 □ 月 □ 日までの　事業年度分　の道府県民税事業税特別法人事業税の予定申告書　※

事業税

前事業年度の事業税額（54の金額）	⑧	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		
所得割額（55×6／前事業年度の月数）	⑨	
付加価値割額（56×6／前事業年度の月数）	⑩	
資本割額（57×6／前事業年度の月数）	⑪	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		
収入割額（58×6／前事業年度の月数）	⑫	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		
所得割額（59×6／前事業年度の月数）	⑬	
付加価値割額（60×6／前事業年度の月数）	⑭	
資本割額（61×6／前事業年度の月数）	⑮	
収入割額（62×6／前事業年度の月数）	⑯	
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（69の金額）	⑰	
特別法人事業税 特別法人事業税額（⑰×6／前事業年度の月数）	⑱	
予定申告税額（⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑱）	⑲	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額　⑲－⑳	㉑	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒	

道府県民税

前事業年度の法人税割額（33の金額）	①	
予定申告税額（①×6／前事業年度の月数）	②	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額　②－③	④	
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額　円×⑤／12	⑥	
この申告により納付すべき道府県民税額　④＋⑥	⑦	
この申告の期間		・　・　・　・
前事業年度の期間		・　・　・　・
通算親法人の事業年度の期間		・　・　・　・

備考	
関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（その2）（控用）

受付印

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本府が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円 （　　）
法人名		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな） / 代表者氏名	（ふりがな） / 経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和 □ 年 □ 月 □ 日から令和 □ 年 □ 月 □ 日までの　事業年度分　の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税

前事業年度の事業税額（㊹の金額）	⑧	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		
所得割額（㊺×6／前事業年度の月数）	⑨	
付加価値割額（㊻×6／前事業年度の月数）	⑩	
資本割額（㊼×6／前事業年度の月数）	⑪	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		
収入割額（㊽×6／前事業年度の月数）	⑫	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		
所得割額（㊾×6／前事業年度の月数）	⑬	
付加価値割額（㊿×6／前事業年度の月数）	⑭	
資本割額（61×6／前事業年度の月数）	⑮	
収入割額（62×6／前事業年度の月数）	⑯	
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（63の金額）	⑰	
特別法人事業税額（⑰×6／前事業年度の月数）	⑱	
予定申告税額（⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑱）	⑲	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額　⑲－⑳	㉑	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒	

道府県民税

前事業年度の法人税割額（㉝の金額）	①	
予定申告税額（①×6／前事業年度の月数）	②	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額　②－③	④	
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額　円×⑤／12	⑥	
この申告により納付すべき道府県民税額　④＋⑥	⑦	
この申告の期間		・ ・ ・ ・
前事業年度の期間		・ ・ ・ ・
通算親法人の事業年度の期間		・ ・ ・ ・

備考	
関与税理士署名	（電話　　）

税 率 一 覧

■法人府民税（均等割）の税率表

法人等の区分	均等割額（年額） 平成 13 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
資本金等の額が 1 千万円以下である法人など（注）	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	75,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	260,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	1,080,000 円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	1,600,000 円

(注)
① 公共法人・公益法人等（地方税法第 25 条第 1 項の規定により均等割を課すことができない法人を除きます。）
② 人格のない社団等（地方税法第 24 条第 6 項の規定の適用がある場合に限ります。）
③ 一般社団法人・一般財団法人
④ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）を含みます。

※1「資本金等の額」とは、「法人税法第２条第 16 号に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。
なお、保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額として地方税法施行令第６条の 24 の規定により算定した金額をいいます。
※2「資本金等の額」は、事業年度終了の日（ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から６か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

■法人府民税（法人税割）の税率表

税率区分	税率（%） 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	税率（%） 平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度
超過税率	2	4.2
不均一課税適用法人の税率（標準税率）	1	3.2

超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定表

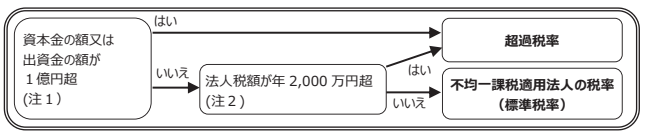

（注１）資本金の額又は出資金の額が１億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から６か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人として判定します。
（注２）法人税額が年 2,000 万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額）（申告書第６号様式又は第６号様式（その２）の「⑤欄」に記載すべき額）によって判定します。なお、事業年度が１年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式〔2,000 万円×事業年度の月数÷12 月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、１月に満たない端数は１月とします。

■法人事業税の税率表

法人の種類	所得等の区分			税率(%) 事業年度開始の日 R7.4.1～	R4.4.1～R7.3.31	R2.4.1～R4.3.31
①（法第72条の2第1項第1号ロ）所得金額課税法人 ①-1 普通法人(注1)、公益法人等、人格のない社団等	所得割	適用軽減法税人率	年400万円以下の所得	超過	3.75	
				標準	3.5	
			年400万円を超え年800万円以下の所得	超過	5.665	
				標準	5.3	
			年800万円を超える所得	超過	7.48	
				標準	7	
		軽減税率不適用法人		超過	7.48	
				標準	7	
①-2 特別法人(注1･2)	所得割	適用軽減法税人率	年400万円以下の所得	超過	3.75	
				標準	3.5	
			年400万円を超える所得	超過	5.23	
				標準	4.9	
		軽減税率不適用法人		超過	5.23	
				標準	4.9	
② 外形標準課税適用法人（同項第1号イ）	所得割	適用軽減法税人率	年400万円以下の所得	超過	—(注3)	0.495
				標準	—(注3)	0.4(注4)
			年400万円を超え年800万円以下の所得	超過	—(注3)	0.835
				標準	—(注3)	0.7(注4)
			年800万円を超える所得	超過	—(注3)	1.18
				標準	—(注3)	1(注4)
		軽減税率不適用法人		超過	1.18	1.18
				標準	1	1(注4)
	付加価値割			超過	1.26	1.26
				標準	1.2	—
	資本割			超過	0.525	0.525
				標準	0.5	—
③ 電気供給業（④及び⑤を除く）、導管ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人（同項第2号）	収入割			超過	1.065	
				標準	1	
④ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人（⑤以外の法人）（同項第3号ロ）	収入割			超過	0.8025	
				標準	0.75	
	所得割			超過	1.9425	
				標準	1.85	
⑤ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人（同項第3号イ）	収入割			超過	0.8025	0.8025
				標準	0.75	0.75(注4)
	付加価値割			超過	0.3885	0.3885
				標準	0.37	—
	資本割			超過	0.1575	0.1575
				標準	0.15	—
⑥ 特定ガス供給業を行う法人（同項第4号）	収入割			超過	0.519	本表の③を参照
				標準	0.48(注4)	
	付加価値割			超過	0.8085	—
	資本割			超過	0.336	—

（注１）特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第 72 条 24 の７第７項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。
（注２）特別法人のうち租税特別措置法第 68 条第１項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所得のうち年 10 億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。
・令和元年 10 月１日以後に開始する事業年度分：6.095%（標準税率 5.7%）
・平成 26 年 10 月１日から令和元年９月 30 日までの間に開始する事業年度分：5.895%（標準税率 5.5%）
（注３）令和４年４月１日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人です。
（注４）大阪府では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

適用判定表

1.超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定

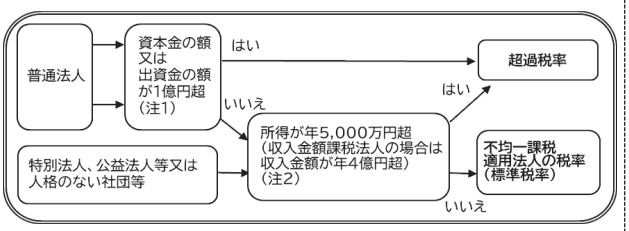

2.「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定

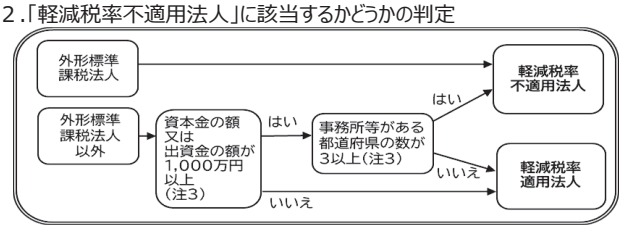

（注１） 資本金の額又は出資金の額が１億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から６か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。
（注２） 所得が年 5,000 万円超又は収入金額が年４億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額）（申告書第６号様式の「㉘欄」若しくは「㊳欄」に記載すべき額又は第６号様式（その２）の「㉘欄」、「㊳欄」若しくは「㊻欄」に記載すべき額（当該金額に 1,000 円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が１年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式〔5,000 万円（又は４億円）×事業年度の月数÷12 月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、１月に満たない端数は１月とします。
（注３） 軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から６か月を経過した日の前日）の現況により判定します。

■特別法人事業税の税率表

課税標準	法人の種類（事業税の税率表の区分）	税率(%) 事業年度開始の日 R4.4.1～	R2.4.1～R4.3.31
基準法人所得割額	①-1 所得金額課税法人(普通法人等)	37	
	①-2 所得金額課税法人(特別法人)	34.5	
	② 外形標準課税適用法人	260	
基準法人収入割額	③ 電気供給業(④･⑤を除く)等を行う法人	30	
	④･⑤ 小売･発電事業等を行う法人	40	
	⑥ 特定ガス供給業を行う法人	62.5	本表の③を参照

税額＝基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率

※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。
※令和元年９月 30 日以前に開始する事業年度は、地方法人特別税が適用されます。
地方法人特別税の税率については、大阪府のホームページをご覧ください。

大阪府ホームページ：府税あらかると「税率一覧」

大阪府　税率一覧